

2026 年 7 月 29 日

損害保険金のご請求に関するお問い合わせ窓口の設置について

このたびの「令和8年熊本地震」により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

当行では損害保険金のご請求・ご相談窓口を下記のとおり設置しましたので、お知らせいたします。

なお、ご加入の保険会社をご不明の場合は、「自然災害等損保契約照会センター」にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

記

1. お問い合わせ窓口

会 社	電 話 番 号
損 害 保 険 ジ ャ パ ン	住宅：0120-727-110、自動車：0120-256-110 (24 時間 365 日対応)
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険	住宅・自動車共通：0120-119-110 (24 時間 365 日対応)
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険	住宅：0120-258-189、自動車：0120-258-365 (24 時間 365 日対応)
あ い お い ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険	住宅：0120-985-024、自動車：0120-024-024 (24 時間 365 日対応)

2. ご加入している保険会社をご不明なお客さまの窓口

対 応 窓 口	自然災害等損保契約照会センター
電 話 番 号	0120-501-331
受 付 時 間	9:15～17:00、土日祝日・年末年始を除く
ご利用できるお客さま (※)	・被災された方（ご本人） ・被災された方のご親族（配偶者・親・子・兄弟姉妹）
対 象 契 約	個人契約のみ

※災害救助法の適用地域で、家屋等の流失等により損害保険会社との保険契約に関する手がかりを失った方が対象となります。

詳しくは、[一般社団法人日本損害保険協会のホームページ](#)をご参照ください。

以 上

《本件に関するお問い合わせ》
肥後銀行 金融資産コンサルティング部
担当：光永
電話：096-326-8681